

PKOに関する共同コミットメント宣言 (主要点)

平成30年9月25日

【紛争の政治的解決の促進とPKOの政治的影響の拡大のため】

- 各国のマンデートと責任の範囲内で、また、国家及び地域レベルを含めて、紛争の政治的解決を推進し、補完的な政治目的や統合戦略を追求するための取組を強化する。治安、国民和解、法の支配、人権及び持続可能な開発の強化における継続的な進展が同時並行で達成される必要性を認識。(パラ4)
- 加盟国として、適切なリソース配分の下、安保理による明確で焦点の定まった、連続性のある達成可能なマンデートを追求し、マンデートとリソースのより一層の調和を図るための方策を追求し、二国間・多国間での取組を通じて安保理決議の履行を支援。(パラ5)
- 事務総長は、安保理への報告において、率直で現実的な勧告を含む包括的な分析を用いて、マンデートの連続性や優先順位付け等のためのパラメーターを提案する。(パラ6)
- PKOのステイクホルダーの間でマンデートとその実施をめぐる協議を強化するため、軍事・警察要員派遣国、安保理、国連事務局間の三角協力に関する既存の政府間コミットメントを履行し、ホスト国政府と安保理の間での直接的なやり取りを促進するためのオプションを検討する。(パラ7)
- 「女性・平和・安全保障」アジェンダ及びその優先事項を履行する和平プロセスにおける完全平等かつ意義ある女性の参画を確保すること並びに、分析・計画立案・実施・報告の全ての段階におけるジェンダーの視点の体系的な導入により、PKOの全てのレベルと要職における文民・軍事・警察の女性要員を増やすことにコミットする。(パラ8)

【PKOによる保護の強化のため】

- ホスト国が文民を保護する責任を一義的に負うものであることを認識しつつ、PKOがマンデートの範囲内で文民保護並びに人権の促進及び擁護のための国際社会の取組に貢献し得ることを強調。(パラ9)
- 関連するPKOの中で、女性や児童の保護を強調しつつ、個別具体的な状況に応じた、特定の文脈における文民保護のアプローチを支援。国連憲章、ミッションのマンデート、そして適用可能な国際法に従って、必要に応じあらゆる必要な手段を用いることも含め、PKO ミッションの文民保護マンデートを実施する。PKO ミッション及びそのマンデート

への理解促進のための地域住民との戦略的な意思疎通及びやり取りを強化する。(パラ10)

【PKO 要員の安全の改善のため】

- 殉職した PKO 要員に敬意を表し、戦争犯罪を構成し得る、国連職員に対する暴力行為やその企てを強く非難。国連職員に対する犯罪行為の犯人を裁くためにあらゆる適切な措置を講ずる。(パラ11)
- 今日の紛争環境下で変化する課題を認識し、PKO要員の死亡者数の増加に対処し、要員の安全を向上させるための積極的で協力して行われる策を講ずるとともに、事務総長による行動計画及びPKO訓練計画並びに PKO における医療支援、技術支援及び後方支援の継続的な改善のための取組の重要性に留意。(パラ12)

【PKO のあらゆる要員の効果的なパフォーマンスと説明責任の支援のため】

- パフォーマンスの不足に対処しつつ、共通のパラメーターの下で、PKOのパフォーマンスについて最高水準を確保し、全ての文民・軍事・警察要員、特に幹部要員に効果的なパフォーマンスの責任を負わせる。事務総長は、明確な基準に基づく統合的なパフォーマンスの政策的枠組みを策定し、加盟国の計画立案、評価、派遣決定及び報告に際してパフォーマンス・データが活用されること等を確保する。(パラ13)
- 加盟国として、十分な訓練を受け、十分な装備を所持した軍事・警察要員を派遣し、平和維持活動に関する効果的な訓練の策定と実施を支援する。また、効果的なパフォーマンス及び人道に係る既存のスクリーニングに関する政策に求められている要員及び能力に係る派遣前準備を支援する。訓練や能力構築に関する緩やかな調整メカニズム(light coordination mechanism)を支援し、訓練を更に支援するための拡充された財政的支援の必要性を強調。事務総長は加盟国に対し、PKO活動の要件に合致する訓練教材と訓練基準を提供する。(パラ14)
- マンデート実施とパフォーマンスに悪影響を及ぼすあらゆる留保事項を回避することの重要性を強調。加盟国は、あらゆる留保事項又は当該事項の変更を明らかにするとともに、的確に伝達し、事務局と協力して留保事項に係る明確で包括的な、かつ、透明性のある手続の策定に向けた取組を強化する。(パラ15)

【平和の持続に対する PKO の影響の拡大のため】

- 事務総長は、持続的な平和のために多面的なPKOを展開する上で、国家のオーナーシップと能力の向上、特に移行に向けた統合的な分析及び計画立案、国連システムにおける関係機関の統一性を追求する。(パラ16)

- ホスト国政府との PKO による包摂的かつ一般参加型のアプローチを支援する。ホスト国政府のみならず、市民社会及び地域住民を構成する全てのグループの PKO マンデートの実施における参加及び関与を支援する。PKO 期間中の安保理と平和構築委員会の緊密な調整、調和及び協力にコミットし、PKOからの移行期においては、国連カントリー・チームによるホスト国政府に対する平和構築支援を後押しする。(パラ17)

【PKO におけるパートナーシップの向上のため】

- 国連とアフリカ連合(AU)やEU等の関連する国際機関、地域機関等との間で協力関係と計画立案を強化する一方で、それぞれの機関が派遣しているミッションの役割を明確にする必要性を認識。安保理の承認を得てAUが主導する平和支援活動については、財政面での予見可能性、持続可能性及び柔軟性を強化する必要性を再確認。(パラ18)
- PKOのホスト国政府として、平和を維持・構築し、安保理のマンデートを追求する中で、PKOと協力するためにあらゆる取組を実施する。この取組にはアクセスの改善やPKO 要員の安全に関する国家の責任の認識が含まれる。(パラ19)
- 三角パートナーシップや共同派遣を含む革新的なアプローチを追求することで、軍事警察要員の準備、訓練及び装備を改善。(パラ20)

【PKO と要員の行動規範の強化のため】

- 各国の責任の範囲内で、要員と幹部に対しあらゆる形態の性的搾取・虐待(SEA)に対する被害者中心のアプローチの下での、国連のゼロ・トレランス政策への支援を含む適切な行動のための責任を果たさせるとともに、自国が派遣する要員が国連PKO業務のための国連の基準を満たすことを証明する。(パラ21)
- 償還を含め、非国連治安部隊に対してあらゆる支援を行う上で国連人権適正評価ポリシー(相当の注意)を実施する。(パラ22)
- 国連フィールド・ミッションを対象とする国連環境政策を実施することによる健全な環境マネジメントを実施するとともに、PKO 及びマンデートの実施に際して環境に配慮した問題解決を支援する。(パラ23)
- 本宣言に含まれるコミットメントを各国の立場とし、国連総会や安保理を含む国連の関係機関において PKO を検討する際に実践せしめ、適切な形で定期的に会合を開き、進捗状況に対するレビューを実施する。(パラ24)